



## 【②の場合】

資産（その他有価証券）の増加

資産の増加分をその他有価証券評価差額金と認識



その他有価証券評価差額金を純資産の部の評価・換算差額等に計上



純資産の増加（資本は増加せず）

この二つの例のうち、①は資本と純資産の両者が増加するが、②で増加するのは純資産だけである。つまり、②の処理が行われた場合、資本は増加しないので、純資産と資本の金額は一致しない。

このことから次のことがいえる。資本は損益計算書を経由する収益<sup>\*2</sup>によって増加するが、純資産直入項目の影響は受けず、したがって増加しない<sup>\*3</sup>。

以上が、純資産≠資本の始まりである。その後、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金、新株予約権の会計処理が加わり、純資産と資本の隔たりは、大きくなっている。この状況を式で表せば、次のようになる。

純資産 = (株主) 資本 + 評価・換算差額等 (その他有価証券評価差額金など) + 新株予約権

ところで、資本が純資産に置き換わったとする立場で、収益を定義すると次のようになるであろう。

「企業の経営活動によって、純資産が増加する原因となることから収益という。」

このように、収益を「純資産の増加原因」と定義すると、上記のその他有価証券評価差額金も収益ということになってしまう。収益の定義は、従来どおりに「資本が増加する原因」としななければならない。資本が純資産に置き換わったわけではないことを、十分に認識する必要がある。

## 4. 純資産会計基準

純資産≠資本となる主たる要因は、すでにみたとおり評価・換算差額等や新株予約権の出現である。このような状況に対応するために、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下、純資産会計基準という）の設定が必要となった。純資産会計基準は、次のように、二つのアプローチ<sup>\*4</sup>を二段階に分けて適用している。

### (1) 第一段階（資産負債アプローチ）

純資産会計基準は、資産負債アプローチに基づく資産と負債の定義によって、まず初めに、資産と負債を確定し、それぞれを資産の部または負債の部に計上する。その結果、資産にも負債にも該当しないものは、純資産の部に計上されることになる。

### 貸借対照表

資産の部	負債の部
	純資産の部

以上のとおり第一段階においては、貸借対照表の貸方は2つに区分されて、負債の部 → 純資産の部の順で、それぞれの構成要素が決定される。

### (2) 第二段階（収益費用アプローチ）

さらに、純資産の部は、株主に帰属するか否かで2つに区分される。すなわち、株主に帰属する株主資本とそれ以外の各項目に分けられる。

### 純資産の部

株主資本（株主に帰属するもの）
株主資本以外の各項目

株主資本以外の各項目とは、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金など評価・換算差額等に属する項目及び新株予約権である。また、連結会計まで広げれば少数株主持分も該当する。

これら株主資本以外の各項目は、株主資本から分離しているので、当期純利益の計算から遮断されることになる。その結果、損益計算書における当期純利益と貸借対照表における株主資本の当期変動額<sup>\*5</sup>は、一致する。

このように「企業会計原則で定式化された収益費用アプローチにもとづく純利益の計算構造が、当該基準においても基本的に維持される結果となっている。しかも、その計算構造は、財務諸表の連携を前提とした資本等式のもとで成立する純利益の計算構造でもある」（藤井 [2008] p.42）。

ここで重要な論点は二つある。それは、純資産の部を株主資本とそれ以外に区分することにより、収益費用アプローチによる伝統的な会計の枠組みが堅持されていること、したがって、当期純利益を生み出すものは株主資本すなわち資本である<sup>\*6</sup>という点

である。

以上から、簿記の導入段階で出てくる財産法の会計等式は、 $\text{期末資本} - \text{期首資本} = \text{当期純利益}$

でなければならない。資本が純資産に置き換わったと単純に考えて、 $\text{期末純資産} - \text{期首純資産} = \text{当期純利益}$

を財産法の計算式とすれば、それは誤りとなる。

## 5. 包括利益の概念

それでは、純資産の変動額（ $\text{期末純資産} - \text{期首純資産}$ ）は、何を意味するのであろうか。我が国の『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』（以下、概念フレームワークという）にあたってみよう。

概念フレームワーク第三章「財務諸表の構成要素」第6項は、純資産を差額概念として次のように定義している。

「純資産とは、資産と負債の差額をいう。」

純資産については、これ以上の意味はなく、資産および負債に依存する二次概念とされている。

さらに、概念フレームワーク同章第8項では、この純資産概念を用いて包括利益を定義している。ここで示される包括利益の概念を式で表せば次のようになる。

$\text{包括利益} = \text{期末純資産} - \text{期首純資産}$

（ただし、資本等取引を除く。）

そして包括利益と純利益との関係は、

$\text{包括利益} = \text{純利益} + \text{その他の包括利益}^{*7}$

となる。

以上から、次のようにいうことができる。すなわち、金融商品会計基準が設定される前の「伝統的な会計においては、フロー表である損益計算書とストック表である貸借対照表の連繫（articulation）を保つため、貸借対照表はコスト（フロー）の繰越表として位置づけられていたから、その他の包括利益が生じる余地はなかった。したがって、包括利益と純利益は常に一致していた」（辻山 [2007] p.38）。ということは、純資産と資本も一致していた。しかし、今日ではその他の包括利益の登場により、純利益と包括利益は一致せず、同時に資本と純資産も異なるものとなった。

## 6. 資本概念と純資産概念

純資産概念は、上記でみたとおり資産と負債の差額である。こうすることにより純資産の部には資本

以外の項目も収容可能となった。しかし、純資産は単なる差額概念でしかない。

他方、資本は多様な概念を有するが、「会計でも一般的な用法は、負債に対するものとしての資本、すなわち他人資本に対する自己資本としての意味においてである。」（桜井 [2006] p.253）

資本を自己資本の意味として捉えた場合、資本は資金循環の起点であるとみることができる<sup>\*8</sup>。すなわち、利益を生み出す源が資本であるという見方である。簿記の最初の授業で「資本を元手」と教えるのは、ここからきている。差額概念でしかない純資産を元手とは教えられないであろう。

かかる資本概念を基礎とすると、元手としての資本→資本から生まれる利益→利益に対する所得税という図式から、税金についての学習では、「個人企業の資本と税金」というタイトルをつけるのが適当である。しかも、所得税の納付の場面では、「資本の引き出し」として仕訳を教えなければならない。これを純資産の引き出しというわけにはいかないであろう。

以上から、我々、簿記の担当者にとって、適正な資本概念の理解は必須である。次の文章が参考になる。

「企業が目指す利益（利潤）に対する元手（元金、元本）は資本であり、純資産や持分ではない。資本には維持すべきである（資本維持）という含意があるが、純資産や持分にはそれがない。したがって、純資産や持分から、利益は容易に想像できない。資本を廃して純資産や持分に代えては、利益も消えるか薄れてしまう」（安藤 [2010] p.12）。

上記の文章は、「企業の利益獲得活動を記録するのが簿記である」と教える我々教師にとって、極めて示唆に富んでいる。

これまでの議論をもとに、資本と純資産の概念整理をすると次のようになる。

資 本	純資産
・自己資本 （元手・元本・資金循環の起点・利益を生む源） ・純資産のうち、株主など企業の所有者に帰属するもの ・維持すべきもの	・資産と負債の差額

## 7. 資本等式と純資産等式

我が国において資本等式は、何よりもまず、勘定系統式として位置づけられてきた。勘定系統式として資本等式を捉える場合、必ず言及されるのが、物的二勘定系統説に属すシェアーの勘定理論である。

これによれば、資本等式の左辺は、純財産の具体的構成部分（経済的側面）を表し、右辺はその抽象的価値合計（法的側面）を表す。簿記の究極の目的は、資本等式が表す純財産の複式表示にあり、このような形で純財産を二面的に表示するのが、複式簿記の本質である\*9。つまり、資本等式と簿記は不可分であり、だからこそ簿記の教科書には、必ず資本等式が記載されるのである。

これに対し純資産等式は、資産と負債に対する純資産の概念的従属性を示した等式にすぎず、資本等式のような意味を有していない。むしろそれを否定するものとなっている\*10。

したがって、資本等式と純資産等式は形式的には似ているが、その意味するところは、全く異なるのである。以上から資本を純資産に置き換える、もしくは資本等式をやめて純資産等式にするなどという

ことは、簡単にはできないのである。

## 8. 簿記の指導における留意事項

最後にまとめとして、4月から始まる簿記の授業において留意する点を挙げてみたい。

- (1) 純資産は、資産から負債を差し引いた差額である。(概念フレームワークの純資産の定義どおり)
- (2) 簿記の授業では、上記の純資産を資本とする。(これにより資本が有する概念を使える)
- (3) 下記の会計等式を指導する。  
資産－負債＝資本……資本等式  
期末資本－期首資本＝当期純利益……財産法  
収益－費用＝当期純利益……損益法
- (4) 貸借対照表の貸方の見出しに限り、純資産を使用する。(会計法規上の要請から)

以上の留意点をみればすぐわかるとおり、これまでと同じように授業をすればよいということである。会計激動期の今日において、いろいろな情報が飛び交っているが、高校における簿記教育の軸をずらすことなく、毎日の授業をしていくことが大切である。

**【付 記】** 本稿の執筆に当たり、専修大学教授・一橋大学名誉教授 安藤英義先生のご指導を受けた。ここに厚く御礼申し上げる。

### 【主要参考文献】

- 安藤英義 [2010] 「簿記の財務会計化と資本衰退への危惧」『会計』第177巻、第6号、pp.1—14。  
桜井久勝 [2006] 『財務会計講義第7版』中央経済社。  
辻山栄子 [2007] 「二つの包括利益」『会計・監査ジャーナル』NO.627、pp.30—39。  
原田満範 [2008] 「企業会計原則と新会計基準を考える」『会計』第174巻、第2号、pp.14—25。  
藤井秀樹 [2008] 「新会計基準にみる会計思考の連続と非連続」『会計』第173巻、第1号、pp.30—40。

- 
- \* 1 平成11年1月に企業会計審議会によって、「金融商品に係る会計基準」として設定された。その後、基準改訂の権限が企業会計基準委員会に移され、現在では、「金融商品に関する会計基準」という名称に変更された。
- \* 2 費用の場合、資本は減少する。
- \* 3 ここでは、資本取引はないものとする。
- \* 4 二つのアプローチとは、資産負債アプローチと収益費用アプローチである。詳しくは、「じつきょう商業教育資料 No.85～87」を参照。
- \* 5 資本取引を除く当期変動額である。
- \* 6 これについては、純資産会計基準第28項にも明記されている。
- \* 7 ここで、その他の包括利益は評価・換算差額等をさす。
- \* 8 原田満範 [2008] p.21 参照。
- \* 9 藤井秀樹 [2008] p.32 参照。藤井は資本等式の三つの理論的含意として、勘定系統式のほかに、会計主体論として資本主理論を、利益測定論として資本主理論的損益計算を挙げているが、本稿では扱わない。
- \* 10 藤井秀樹 [2008] p.35 参照。